震災等緊急雇用対応事業の積み増し（基金の1年延長）

平成24年度1次補正：500億円

趣　旨

○東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が各地に避難していることから、平成23年度より震災等緊急雇用対応事業を実施しているところであるが、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要すると考えられる。

○このため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

3，000億円

23年度1次補正	500億円
23年度3次補正	2，000億円
24年度1次補正	**500億円**

【対象期間】

平成25年度末まで

（平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末まで）

事業概要

◆拡充の概要

○　要求額 500億円

○　事業実施期間の延長　平成24年度末まで　→　平成25年度末まで

（注）ただし、平成25年度までに開始した事業については、平成26年度末までとする

◆事業概要

○　都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用

○　雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能

◆実施地域及び対象者

○　被災地域（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県の災害救助法適用地域）において被災求職者を対象に実施

◆実施要件

○事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
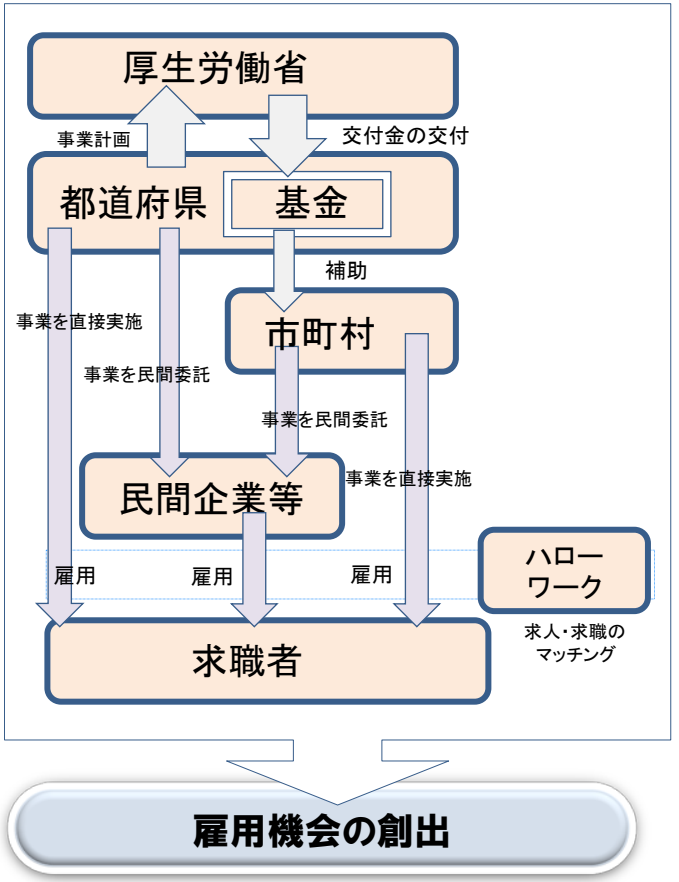
○雇用期間は１年以内（複数回更新可）